

10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。

▽ 少子化対策の一つとして、子育てを行う家庭の経済的負担を軽減し全ての子どもたちが健やかに成長するように支援するため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用料が無償となったり補助金が給付されたりする制度が始まります。

○施設別の制度の概要

利用されている教育・保育施設ごとの制度の概要は以下のとおりです。

認可保育所（公立保育園及び私立保育園、小規模保育事業所）**●3歳児（年少）から5歳児（年長）まで**

- ・全ての子どもたちの保育料が無償になります。
- ・ただし、通園送迎費、給食の主食に係る材料費、行事費などは、今までどおり保護者の負担になります。
- ・また、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費（副食材料費）が新たに保護者の負担になります。

※年収 360 万円未満相当世帯の子ども又は小学校就学前の子どもで数えて第3子以降に当たる子どもに係る副食材料費は免除されます。

●0歳児から2歳児まで

- ・住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。
- ・岩倉市では、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料は、すでに0円であり、今までと変わりません。
- ・さらに、子どもが2人以上の世帯の保育料の軽減についても今までと同様に行います。

認定こども園**●保育利用の子ども**

- ・0歳児から5歳児（年長）まで認可保育所と同じです。

●教育利用の子ども

- ・保育料が無償になります。
- ・ただし、園で別途徴収する、給食費、通園バス代、教材費、行事参加費等の実費は今まで通り保護者の負担です。

※給食のおかずやおやつ等にかかる材料費（副食材料費）については、所

得が360万円未満相当世帯の子ども、または3歳から小学校3年生までの児童で数えて3人目以降に当たる子どもについては免除されます。

●**教育利用であっても保育の必要性のある子ども（満3歳入園児は住民税非課税世帯に限る）**

・保護者の就労や疾病・介護等の理由（保育が必要な理由）がある人に限り、預かり保育の利用料金が補助されます（上限日額450円まで）。

※保育が必要な理由のない児童が預かり保育を利用しても補助されません。
また、就労等をしていても月60時間未満など規定に満たない就労等の場合は対象外となることがあります（保育園と同様の基準で、市で審査します）。

就園奨励費補助金対象の幼稚園

●**全園児（満3歳入園児含む）**

・授業料（保育料）は月額上限25,700円まで無償になります。

（入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象に含まれます。）

・ただし、園で別途徴収する、給食費、通園バス代、教材費、行事参加費等の実費は今まで通り保護者の負担です。

※給食のおかずやおやつ等にかかる材料費（副食材料費）については、所得が360万円未満相当世帯の児童、または3歳から小学校3年生までの児童で数えて3人目以降に当たる児童については給付が受けられます。

●**保育の必要性のある子ども（満3歳入園児は住民税非課税世帯に限る）**

・認定こども園と同じです。

認可外保育施設等（認可外保育、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター）

●**保育の必要性がありながらも認可保育所や認定こども園等を利用できていない子どもに限られます。**

●**3歳児から5歳児までの子ども**

・月額37,000円までの利用料が無償となります。

●**0歳児から2歳児までの子ども（住民税非課税世帯に限る）**

・月額42,000円までの利用料が無償となります。

○無償化の対象となるための手続きについて

- 無償化の対象となるためには、申請が必要な場合があります。
申請書や保育の必要性を証明する書類等は、利用する施設または子育て支援課にてお渡しします。また、市ホームページにも掲載しています。
- 幼稚園の授業料
 - ・子育てのための施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4第1号）の申請が必要です。
- 預かり保育や認可外保育施設等の利用料
 - ・子育てのための施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4第2号・第3号）の申請が必要です。また、認可保育所の利用と同等の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

○児童発達支援等の利用者負担の無償化について

- 就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設

対象となる子ども

- 満3歳になって初めての4月1日から3年間
- ・医療費や食費等の現在実費で負担しているものは今まで通り保護者の負担です。
- ・幼稚園、保育園、認定こども園等と児童発達支援等の両方のサービスを利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。
- ・無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。

問合せ先 幼児教育・保育については子育て支援課 保育グループ 38-5810
児童発達支援については福祉課 障がい福祉グループ 38-5809